

平成31年2月1日

人事院事務総局

職員福祉局職員福祉課長

「人事院規則10 7（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）の改正後の妊産婦である女子職員に対する規定の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10 7（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）の改正後の妊産婦である女子職員に対する規定の運用について（平成10年2月13日職福 62）」の一部を下記のとおり改正したので、平成31年4月1日以降は、留意してください。

記

別添例を次のように改める。

(例)

平成 年

人事院規則 10 7 (女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉)

第6条第2項の規定に基づく勤務を要しない時間管理簿

所属		氏名	
----	--	----	--

月 日	時 間	本人確認	承認の可否	承認者確認
月 日	時 分から 時 分まで		承認 不承認	

以下略

--	--	--	--	--

以 上